

○群馬県警察の少年警察補導員の服制及び被服貸与に関する訓令

昭和37年4月7日本部訓令甲第6号

改正

昭和42年8月10日本部訓令甲第13号
昭和51年3月31日本部訓令甲第1号
昭和54年7月27日本部訓令甲第15号
昭和63年7月16日本部訓令甲第7号
平成6年3月31日本部訓令甲第10号
平成6年11月30日本部訓令甲第18号
平成7年4月25日本部訓令甲第6号
平成8年3月15日本部訓令甲第3号
平成11年3月15日本部訓令甲第8号
平成14年3月15日本部訓令甲第4号
平成14年12月27日本部訓令甲第28号
平成20年3月6日本部訓令甲第3号
平成30年3月7日本部訓令甲第3号

群馬県警察婦人補導員の服制及び被服貸与に関する訓令を次のように定める。

群馬県警察の少年警察補導員の服制及び被服貸与に関する訓令

(趣旨)

第1条 この訓令は、群馬県警察の少年警察補導員の服制及び被服の貸与に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第1条の2 この訓令において少年警察補導員とは、群馬県警察の組織に関する訓令（平成11年群馬県警察本部訓令甲第5号）に規定する首席少年警察補導員、上席少年警察補導員、総括少年警察補導員、主任少年警察補導員及び少年警察補導員を総称するという。

(服制)

第2条 少年警察補導員の服制は、別表第1のとおりとする。

(貸与被服の品目等)

第3条 貸与する被服の品目・員数・使用期間及び着用期間は、別表第2のとおりとする。ただし、特別な事情があるときは、警察本部長は、その員数を増減し、使用期間及び着用期間を伸縮することができる。

2 前項の規定にかかわらず、少年警察補導員に任命後初めて被服を支給する場合は、冬服及び夏服については2着、冬ワイシャツ又は冬ブラウス及び夏ワイシャツ又は夏ブラウスについては3着、冬ネクタイ及び夏ネクタイについては2個とする。

3 使用期間の満了した被服は、その貸与を受けている者に対して、無償で支給することができる。

(被服の着用)

第4条 少年警察補導員が勤務に服するときは、貸与被服を着用しなければならない。ただし、所属長に指示された場合は、この限りでない。

(亡失・損傷等の処理)

第5条 貸与被服をき損し、又は滅失した場合は、直ちにその理由書を、所属長に提出しなければならない。

2 前項による理由書の提出を受けた所属長は、事実調査のうえ意見を具して警察本部長に進達するものとする。

(被服の返納)

第6条 少年警察補導員がその身分を失ったときは、使用期間の満了しない被服は、速やかに返納しなければならない。

(被服貸与簿)

第7条 警務部装備施設課においては、別記様式による被服貸与簿を備え付け、被服の貸与状況を明らかにしておかななければならない。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和51年3月31日本部訓令甲第1号）

この訓令は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則（昭和54年7月27日本部訓令甲第15号）

この訓令は、昭和54年8月1日から施行する。

附 則（昭和63年7月16日本部訓令甲第7号）

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則（平成6年3月31日本部訓令甲第10号）

この訓令は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成6年11月30日本部訓令甲第18号）

この訓令は、平成6年12月1日から施行する。

附 則（平成7年4月25日本部訓令甲第6号）

この訓令は、平成7年5月1日から施行する。

附 則（平成8年3月15日本部訓令甲第3号）

この訓令は、平成8年3月19日から施行する。〔以下略〕

附 則（平成11年3月15日本部訓令甲第8号）

この訓令は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成14年12月27日本部訓令甲第28号）

この訓令は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月7日本部訓令甲第3号）

（施行期日）

1 この訓令は、平成30年3月16日から施行する。（後略）

（経過措置）

2 この訓令施行の際、現に有効な通達、依命通達、事務連絡等の規定のうち、組織及び職に係る部分については、改正後の群馬県条例、群馬県規則、群馬県公安委員会規則、群馬県公安委員会規程、群馬県警察本部訓令甲又は例規通達の規定によりその分掌とされたものに読み替えるものとする。